

1 趣旨

子どもの保護者に対し、子どもに係る医療費の一部を支給することにより、子どもの保健の向上を図り、もって子どもの福祉の増進に寄与することを目的とする本条例について、医療費の支給対象を拡大する必要があるので提案する。

2 条例改正の概要

次のとおり、条例中の規定を改める。

(1) 定義（第2条）

支給対象の子どもの年齢の上限を、15歳を18歳に変更する。

現行	改正案
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 出生の日から<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 出生の日から<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。</p>

(2) 対象者（第3条）

対象年齢の引き上げにより、一部成人が含まれてくるため、以下のとおり、支給を受けることができる者を明らかにする規定を加える。

当該子どもで社会保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるものが18歳である場合であって、その者に保護者がいないときは保護者であった者又は当該子ども、その者に保護者及び保護者であった者がいないときは当該子ども

(3) 支給の方法及び範囲（第5条）

対象の拡大に伴い、現行の規則で定める支給の範囲に係る規定を、条例に引き上げる。

現行	改正案
<p>(支給の方法及び範囲)</p> <p>第5条（略）</p> <p>(1) 医療に関する給付の額（療養の給付にあっては、当該療養の給付の額から当該療養の給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額）</p> <p>(2) 医療に要する費用の額から別に定める額を控除した額</p>	<p>(支給の方法及び範囲)</p> <p>第5条（略）</p> <p>(1) 医療に関する給付の額（療養の給付にあっては、当該療養の給付の額から当該療養の給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額）</p> <p>(2) 医療に要する費用の額から前条第3項に規定する保険医療機関等（薬局を除く。以下この条において同じ。）ごとに、次に掲げる医療の区分に応じ、1月につき200円（子どもが各月において初めて保険医療機関等から医療を受けた日における当該医療について、当該医療に要する費用の額から当該医療について社会保険各法の規定による医療に関する給付の額を控除した額が200円を下回るときは、当該額）を控除した額</p> <p>ア 保険医療機関等への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</p> <p>イ アに掲げる医療以外の医療（アに掲げる医療に伴うものを除く。）</p> <p>2（略）</p> <p>3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等は、第1項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の保険医療機関等とみなす。</p>

3 施行期日

令和7年9月1日

※但し、以下の規定を付則に加える。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市子ども医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により医療費の支給を受けることができることとなる者に係る受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。